

## さいたま都市計画地区計画の変更

さいたま都市計画さいたま市立病院地区地区計画を次のように決定する。

決定告示年月日 平成27年12月24日
------------------------

名 称	さいたま市立病院地区地区計画	
位 置	さいたま市緑区大字三室の一部	
面 積	約5.2ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR北浦和駅の東約3.5km、JR東浦和駅の北約4.0kmに位置し、見沼代用水西縁に隣接、見沼の自然に恵まれた緑豊かな地区であり、「地域完結型医療の要」となることを目標とする拠点性をもった病院として、病院、高等看護学院などの医療関連施設が立地している地区である。このような地区において、建築物に関する制限をすることにより、地域住民をはじめとする広範な医療福祉の需要に対応した医療関連施設の充実を図るとともに、地区周辺の良い住環境の保護と調和のとれた緑豊かな潤いのある市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>医療関連施設の拠点形成を図るとともに、周辺環境に配慮した土地利用を図るため、建築物等の整備の方針を定める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>医療関連施設の適正な土地利用を促進するとともに、土地利用の方針に沿った適正な建築物とするため、建築物等の用途の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について定める。</p>
	緑化の方針	<p>都市気象の改善、省エネルギーの推進、空気の浄化、都市の快適性などの向上を図るとともに、潤い、憩い、安らぎのある魅力的な都市空間を創出するため、25%以上の緑化に努め、公共施設のモデルとなるような緑を確保する。また、既存樹木を可能な限り保全するとともに、屋上緑化、駐車場の緑化、広がりある緑地など、効果的でさまざまな手法も活用して緑の確保に努める。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>① 病院</p> <p>② 専修学校</p> <p>③ 本地区計画の区域の整備、開発及び保全に関する方針に照らし、公益上必要なもので、市長が認めたもの</p> <p>④ 前各号の建築物に附属するもの</p>
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>見沼田圃、斜面林などの自然景観及び低層の住宅地が広がる住宅地景観に配慮するため、見沼田圃をはじめとする緑豊かな周辺環境に調和しながらリズム感のあるアクセントを与えるデザインとし、アースカラーを基調としながら活動的なアクセントカラーを配し、地区周辺の環境に調和のとれた落ち着いた落ち着きのあるものとする。</p>

理由 医療関連施設の拠点形成を図るため。